

## 村営住宅（空き家住宅）

十島村では、住宅困窮者やIターン・Uターン等に応じるため村営住宅を整備しています。また、村では平成22年から村で空き家を借上げ、改修した上で、定住希望者に貸し出しも行なっています。

### I 村営住宅（一から建設した住宅）

【整備状況】（H26. 2月末現在）

項目	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島
単身用（33㎡程度）	8	5	2	5	11	9	9
家族用（60㎡程度）	2	7	4	3	2	1	2

※住宅が不足気味のため、事前に問い合わせが必要です。

（注）項目中の（ ）書きは目安です。

#### 【住宅入居の場合の条件等】

1. 入居時に別途で預託金（敷金）を納入いただく必要があります。60㎡以下50,000円、60㎡以上は150,000円となります。
2. 毎月の家賃は、その月までに納付いただきます。  
※家賃は単身用で月6,000円～、家族用で8,000円～となりますが、所得要件や居住年数等により変わります。
3. 毎年7月に所得や入居年数に応じて割増賃料が加算されます。
4. 村営住宅内では、犬、猫に限って、それぞれ2匹以内で飼うことができます。犬、猫を飼う場合は上記1の預託金に10万円の加算が必要です。
5. 村営住宅を明け渡す場合は、その15日前までに届ける必要があります。
6. 村営住宅を明け渡すときは、畳の表替え、障子、ふすまの張替えその他必要な修繕費用の負担が必要です。
7. 過失による損害についても上記同様になります。



※村営住宅の一例（夫婦2名＋子ども1名程度）



### II 空き家住宅（既存住宅を改修した住宅）

【整備状況】（H26. 2月末現在）

項目	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島
空き家住宅戸数	10	5	1	1	0	0	3

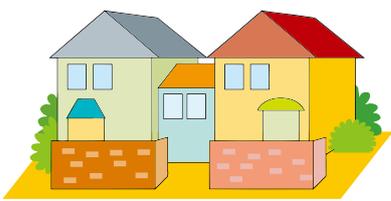
#### 【空き家住宅入居の場合の条件等】

条件は、村営住宅の条件に準じますが、以下の点が異なります。

1. 家賃は5,000円～となりますが、所得要件や居住年数等により変わります。
2. Iターン、Uターン等による入居者については、転入の月から2年間は家賃及び割増賃料の減免措置があります。



## ☆住宅・生活支援等内容

<p>住宅 支援</p>	<p>住宅 資金貸付</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>貸付の利率 無利子</li> <li>貸付けの期間 25年以内</li> <li>償還の方法 年賦償還</li> <li>対象となる事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅を新築または住宅の購入に必要な資金 1,500万円以内</li> <li>住宅の改築及び増築並びに解体・処分に必要な資金 300万円以内</li> <li>民宿を経営する目的で新・増築に必要な資金 2,250万円以内</li> </ol> </li> </ol>
	<p>村営（定住 促進）住宅</p>	<p>十島村が管理する村営住宅の入居が可能</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>村営住宅（村が新規で建設した住宅）             <ol style="list-style-type: none"> <li>家賃                 <ul style="list-style-type: none"> <li>I型住宅 月8千円</li> <li>II型住宅（単身用） 月6千円</li> </ul>                 ※ただし、所得及び居住年数による割増あり             </li> <li>敷金                 <ul style="list-style-type: none"> <li>I型住宅（60㎡以上） 15万円</li> <li>それ以外、5万円</li> </ul>                 犬、猫のペットを飼う場合 10万円プラス             </li> </ol> </li> <li>村営住宅（村が空き家を改修した住宅）             <ol style="list-style-type: none"> <li>家賃 月5千円                 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、所得及び居住年数による割増あり</li> <li>※U・Iターン者については、転入月から2年間の減免あり</li> </ul> </li> <li>敷金 5万円                 <ul style="list-style-type: none"> <li>犬、猫のペットを飼う場合 10万円プラス</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> 
<p>生活 資金</p>	<p>定住促進 生活資金 交付金</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>生活資金</b> ※1年以上の居住要件あり             <ol style="list-style-type: none"> <li>婚姻した場合（当事者） 10万又は20万</li> <li>紹介者 5万</li> <li>出生                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 第1子 30万      イ. 第2子 40万</li> <li>ウ. 第3子 50万      エ. 第4子以降 100万</li> </ul> </li> </ol> </li> <li><b>生活資金助成金</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>転入の日から3年を経過した場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 独身者 5～10万</li> <li>イ. 二人以上の家族 10～20万</li> </ul>                 ※18歳以下の子供を扶養する場合、一人5万円を加算             </li> <li>中学生以下への生活支援金                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 中学生以下の者1人につき月額1万円</li> <li>イ. 中学生以下の者3人目以降は、1人につき月額1万円を加算</li> </ul> </li> <li>入学祝い金                 <ul style="list-style-type: none"> <li>本村に住所を定めた日から入学日までの年数（在住期間1年未満の場合は1年に切り上げる。また過去に住民であった者は、その期間は通算する。）に1万円を乗じた額</li> </ul> </li> <li>転入費用一部助成                 <ul style="list-style-type: none"> <li>10万円又は村営定期船に要した引越し費用（運賃）のいずれか少ない方の額</li> </ul> </li> <li>住宅取得助成金                 <ul style="list-style-type: none"> <li>100万円又は取得に要した費用のいずれか少ない方の額</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> 
<p>婚 活 支 援</p>	<p>婚 活 支 援 事 業 補 助 事 業</p>	<p>○事業目的 十島村の独身男女に出会いの場を提供し、交流人口の増加及び定住促進を図る。</p> <p>○対象者 十島村に住所を有する 20歳以上60歳未満の方</p> <p>○対象事業 婚活事業所及び個人によりお見合いを実施した場合</p> <p>○補助の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>婚活事業所の登録料 年間3万円を上限</li> <li>お見合いに係る村定期船運賃の全額補助 年5回を上限</li> <li>お見合いで知り合った相手が十島村に行く場合の村定期船運賃の全額補助 一人につき5回を上限</li> </ul> 